

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 9 月 11 日（火）第3450号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 2
- 土砂災害警戒区域の指定（砂防課取扱い） 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービス事業者の指定（2件）（北薩地域振興局取扱い） 6
（大隅地域振興局取扱い） 6

公 告

- 平成30年度林業種苗生産事業者講習会開催公告（森林経営課取扱い） 7
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 8
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 8

監 査 委 員 公 表

- 包括外部監査結果の報告に係る措置の公表（2件）（監査委員事務局取扱い） 8

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 10

告 示

鹿児島県告示第874号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成30年 9 月 11 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市本名町6857番1， 6880番
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島

島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第875号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年9月11日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
社会医療法人聖医会サザン・リージョン病院	枕崎市緑町220	平成30年 9月1日	育成医療・更生医療
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋1968-4	平成30年 9月1日	育成医療・更生医療
じんごあん整形外科内科クリニック	日置市伊集院町下谷口2122	平成30年 9月1日	育成医療・更生医療
寺田病院	伊佐市大口上町31番地4	平成30年 9月1日	育成医療・更生医療
昭南病院	曾於市大隅町下窪町1番地	平成30年 9月1日	育成医療・更生医療
鹿屋ひ尿器科	鹿屋市新川町132番地4	平成30年 9月1日	育成医療・更生医療
入佐内科	鹿屋市吾平町麓348番地1	平成30年 9月1日	更生医療

鹿児島県告示第876号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年9月11日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	湧水町	急・境谷1, 急・竹田1, 急・東高峯1, 急・園田1, 急・西高峯1, 急・瀧ノ元1, 急・中津久弥1, 急・宮前1, 急・桑原1, 急・八所1, 急・池水1, 急・池水2, 急・山神2, 急・上ノ段1, 急・今園1, 急・上ノ段2, 急・永山7, 急・長谷1, 急・箕作1, 急・山仁田1, 急・古町1, 急・六反田1, 急・井尻1, 急・永迫3, 急・堀ノ内1, 急・斧研1, 急・大原1, 急・湯平1, 急・外古川1, 急・金武1, 急・新村1, 急・千鳥田1, 急・松本1, 急・宇都迫1, 急・永山1, 急・五本松1, 急・永山2, 急・永山3, 急・五本松2, 急・牧野1, 急・極田1, 急・石床1, 急・極田2, 急・宮脇1, 急・内迫1, 急・村内1, 急・内田1, 急・鬼辻1, 急・白坂1, 急・上原1, 急・川井田1, 急・下原1, 急・下原2, 急・大迫1, 急・池添1, 急・池添2, 急・猪ノ丸1, 急・猪ノ丸2, 急・猪ノ丸3, 急・米ヶ野1, 急・松葉迫1, 急・米ヶ野2, 急・竹下1, 急・竹下2, 急・老神原1, 急・宮下1, 急・老神原2, 急・池川1, 急・池川2, 急・小屋敷1, 急

・迫山1, 急・水ヶ迫1, 急・九日田1, 急・官ノ岡1, 急・立野原1, 急・五本松3, 急・永山4, 急・永山5, 急・石床2, 急・石床3, 急・白坂2, 急・松葉迫2, 急・浜場1, 急・宮下2, 急・ヘゴオ1, 急・ニガキハエ1, 急・下水流1, 急・梶1, 急・二渡1, 急・堀ノ頭1, 急・大迫2, 急・堀切1, 急・堀切2, 急・山下1, 急・山下2, 急・頭無1, 急・御前野1, 急・高原1, 急・井手下1, 急・井手下2, 急・ツツジ山1, 急・鳥喰1, 急・鳥喰2, 急・論ヶ迫1, 急・鉄山1, 急・松下1, 急・茶屋下1, 急・池ノ下1, 急・松下2, 急・中野1, 急・竹山1, 急・後迫1, 急・井手下3, 急・後迫2, 急・後迫3, 急・竹山3, 急・窪ノ上1, 急・大門口1, 急・堀ノ頭2, 急・頭無3, 急・頭無4, 急・渡里1, 急・松下3, 急・海老崎1, 急・大王1, 急・汐井川1, 急・柿木原1, 急・杉迫1, 急・池田1, 急・前原1, 急・スダレ山1, 急・前原2, 急・雨堤1, 急・雨堤2, 急・雨堤3, 急・楠丸1, 急・会田1, 急・橋ノ口1, 急・西ノ迫1, 急・西ノ迫2, 急・猿喰1, 急・山神1, 急・猿喰2, 急・牛瀬戸1, 急・永迫1, 急・中迫1, 急・牛瀬戸2, 急・中迫2, 急・笹脇1, 急・大迫3, 急・大迫4, 急・遠目ヶ尾1, 急・乗越1, 急・鐘月1, 急・梨木1, 急・窪山1, 急・下別府1, 急・木場1, 急・上別府1, 急・上別府2, 急・永山6, 急・上別府3, 急・麻迫1, 急・外大道1, 急・田ノ頭1, 急・麻迫2, 急・馬場迫1, 急・大道迫1, 急・馬場迫2, 急・西屋敷1, 急・池ノ上1, 急・外大道2, 急・雨堤4, 急・田ノ頭2, 急・永迫2, 急・綾織1, 急・砂走1, 急・砂走2, 急・内堀1, 急・内堀2, 急・黒岩1, 急・下長谷2, 急・竹牟礼1, 急・大段1, 急・老谷1, 急・大段2, 急・大坪1, 急・上掛1, 急・堂ノ上1, 急・堂ノ上2, 急・水堀1, 急・水堀2, 急・水窪1, 急・堂ノ上3, 急・上小城1, 急・上小城2, 急・上小城3, 急・上小城4, 急・留ヶ原1, 急・佃1, 急・牧ノ内1, 急・与市ヶ谷1, 急・大崩1, 急・越ヶ谷1, 急・稲狩迫1, 急・水ノ元1, 急・上長谷2, 急・上長谷3, 急・大段3, 急・大段4, 急・大段5, 急・大向1, 急・大坪2, 急・大坪3, 急・上掛2, 急・上掛3, 急・水窪2, 急・堂ノ上4, 急・鎮守原1, 急・与市ヶ谷2, 急・皆田ヶ山1, 急・皆田ヶ山2, 急・竹山4, 急・竹山5, 急・天神原1, 急・下原3, 急・築池1, 急・大牟礼1, 急・梶2, 急・大門口2, 急・大門口3, 急・堀ノ頭1, 急・井手ヶ原1, 急・横投1, 急・堀ノ頭2, 急・頭無2, 急・池添3, 急・浜場2, 急・池川3, 急・本村1, 急・井手湯1, 急・立野原2, 急・石川原1, 急・杉馬場1, 急・松ヶ田1, 急・松ヶ田2, 急・西高峯2, 急・中津久祢2, 急・宮前2, 急・桑原2, 急・八所2, 急・平山1, 急・前平1, 急・矢立1, 急・木原1, 急・岩倉1, 急・大原2, 急・雨包1, 急・荒神免1, 急・上ノ段3, 急・御手洗1, 急・御手洗2, 急・諏訪原1, 急・高細工1, 急・陣ノ内1, 急・馬道1, 急・六反田2, 急・鉄山2, 急・二本松1, 急・高次1, 急・高次2, 急・窪田1, 急

		・竹山2，急・楠丸2，急・西ノ迫3，急・下西玉1，急・久留須山1，急・永迫4，急・綾織2，急・綾織3，急・本城1，急・本城2，急・本城3，急・本城4，急・諏訪1，急・下長谷1，急・上長谷1，急・上長谷4，急・内無1，急・鎮守原2，急・雪ノ山1，急・後迫4，急・上床並1，急・会田2，急・猿喰3，急・猿喰4，急・猿喰5，急・田原1，急・大向2，急・上掛4，急・水ノ元2，急・前平2，急・上長谷5，急・会田3，急・猿喰6，急・三反丸1，急・楠丸3及び急・楠丸4
土石流	湧水町	土・松ヶ田1，土・宮前1，土・石原1，土・石原2，土・湯尻1，土・比良田1，土・上ノ段1，土・上ノ段2，土・上ノ段3，土・上ノ段4，土・上ノ段5，土・上ノ段6，土・西海子1，土・霧島原1，土・倉谷1，土・長谷1，土・前田1，土・箕作1，土・横馬場1，土・横馬場2，土・横馬場3，土・永迫1，土・永迫2，土・一ツ枝1，土・宇都迫1，土・宇都迫2，土・保木山1，土・ニガキハエ1，土・梶1，土・鉄山1，土・松下1，土・松下2，土・窪田1，土・山下1，土・茸絵1，土・陣岡1，土・大平1，土・後迫1，土・水堀1，土・水堀2，土・牧神1，土・庵之元1，土・二本松1，土・旗揚1，土・カマチ迫1，土・丸井手1，土・本城1，土・砂走1，土・水ノ元1，土・外堀1，土・川原口1，土・川原口2，土・古屋敷1，土・竹牟礼1，土・竹牟礼2，土・轟1，土・水堀3，土・迫田1，土・裏谷1，土・金迫1及び土・目倉1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第877号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年9月11日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	湧水町	急・境谷1，急・竹田1，急・東高峯1，急・園田1，急・西高峯1，急・瀧ノ元1，急・中津久弥1，急・宮前1，急・桑原1，急・八所1，急・池水1，急・池水2，急・山神2，急・上ノ段1，急・今園1，急・上ノ段2，急・永山7，急・長谷1，急・箕作1，急・山仁田1，急・古町1，急・六反田1，急・井尻1，急・永迫3，急・堀ノ内1，急・斧研1，急・大原1，急・湯平1，急・外古川1，急・金武1，急・新村1，急・千鳥田1，急・松本1，急・宇都迫1，急・永山1，急・五本松1，急・永山2，急・永山3，急・五本松2，急・牧野1，急・極田1，急・石床1，急・極田2，急・宮脇1，急・内迫1，急・村内1，急・内田1，急・鬼辻1，急・白坂1，急・上原1，

急・川井田1, 急・下原1, 急・下原2, 急・大迫1, 急・池添1, 急・池添2, 急・猪ノ丸1, 急・猪ノ丸2, 急・猪ノ丸3, 急・米ヶ野1, 急・松葉迫1, 急・米ヶ野2, 急・竹下1, 急・竹下2, 急・老神原1, 急・宮下1, 急・老神原2, 急・池川1, 急・池川2, 急・小屋敷1, 急・迫山1, 急・水ヶ迫1, 急・九日田1, 急・官ノ岡1, 急・立野原1, 急・五本松3, 急・永山4, 急・永山5, 急・石床2, 急・石床3, 急・白坂2, 急・松葉迫2, 急・浜場1, 急・宮下2, 急・ヘゴオ1, 急・ニガキハエ1, 急・下水流1, 急・梶1, 急・二渡1, 急・堀ノ頭1, 急・大迫2, 急・堀切1, 急・堀切2, 急・山下1, 急・山下2, 急・頭無1, 急・御前野1, 急・高原1, 急・井手下1, 急・井手下2, 急・ツツジ山1, 急・鳥喰1, 急・鳥喰2, 急・論ヶ迫1, 急・鉄山1, 急・茶屋下1, 急・池ノ下1, 急・松下2, 急・中野1, 急・竹山1, 急・後迫1, 急・井手下3, 急・後迫2, 急・後迫3, 急・竹山3, 急・窪ノ上1, 急・大門口1, 急・堀ノ頭2, 急・頭無3, 急・頭無4, 急・渡里1, 急・松下3, 急・海老崎1, 急・大王1, 急・汐井川1, 急・柿木原1, 急・杉迫1, 急・池田1, 急・前原1, 急・スタレ山1, 急・前原2, 急・雨堤1, 急・雨堤2, 急・雨堤3, 急・楠丸1, 急・会田1, 急・橋ノ口1, 急・西ノ迫1, 急・西ノ迫2, 急・猿喰1, 急・山神1, 急・猿喰2, 急・牛瀬戸1, 急・永迫1, 急・中迫1, 急・牛瀬戸2, 急・中迫2, 急・笹脇1, 急・大迫3, 急・大迫4, 急・遠目ヶ尾1, 急・乗越1, 急・鐘月1, 急・梨木1, 急・窪山1, 急・下別府1, 急・木場1, 急・上別府1, 急・上別府2, 急・永山6, 急・上別府3, 急・麻迫1, 急・外大道1, 急・田ノ頭1, 急・麻迫2, 急・馬場迫1, 急・大道迫1, 急・馬場迫2, 急・西屋敷1, 急・外大道2, 急・雨堤4, 急・田ノ頭2, 急・永迫2, 急・綾織1, 急・砂走1, 急・砂走2, 急・内堀1, 急・内堀2, 急・黒岩1, 急・下長谷2, 急・竹牟礼1, 急・大段1, 急・老谷1, 急・大段2, 急・大坪1, 急・上掛1, 急・堂ノ上1, 急・堂ノ上2, 急・水堀1, 急・水堀2, 急・水窪1, 急・堂ノ上3, 急・上小城1, 急・上小城2, 急・上小城3, 急・上小城4, 急・留ヶ原1, 急・佃1, 急・牧ノ内1, 急・与市ヶ谷1, 急・大崩1, 急・越ヶ谷1, 急・稲狩迫1, 急・水ノ元1, 急・上長谷2, 急・上長谷3, 急・大段3, 急・大段4, 急・大段5, 急・大向1, 急・大坪2, 急・大坪3, 急・上掛2, 急・上掛3, 急・水窪2, 急・堂ノ上4, 急・鎮守原1, 急・与市ヶ谷2, 急・皆田ヶ山1, 急・皆田ヶ山2, 急・竹山4, 急・竹山5, 急・天神原1, 急・下原3, 急・築池1, 急・大牟礼1, 急・梶2, 急・大門口2, 急・大門口3, 急・堀ノ頭1, 急・井手ヶ原1, 急・横投1, 急・堀ノ頭2, 急・頭無2, 急・池添3, 急・浜場2, 急・池川3, 急・本村1, 急・井手湯1, 急・立野原2, 急・石川原1, 急・杉馬場1, 急・松ヶ田1, 急・松ヶ田2, 急・西高峯2, 急・中津久祢2, 急・宮前2, 急・桑原2, 急・八所2, 急・平山1, 急・前平1, 急・

		矢立1, 急・木原1, 急・岩倉1, 急・大原2, 急・雨包1, 急・荒神免1, 急・上ノ段3, 急・御手洗1, 急・御手洗2, 急・諏訪原1, 急・高細工1, 急・陣ノ内1, 急・馬道1, 急・六反田2, 急・鉄山2, 急・二本松1, 急・高次1, 急・高次2, 急・窪田1, 急・竹山2, 急・楠丸2, 急・西ノ迫3, 急・下西玉1, 急・久留須山1, 急・永迫4, 急・綾織2, 急・綾織3, 急・本城1, 急・本城2, 急・本城3, 急・本城4, 急・諏訪1, 急・下長谷1, 急・上長谷1, 急・上長谷4, 急・内無1, 急・鎮守原2, 急・雪ノ山1, 急・後迫4, 急・上床並1, 急・会田2, 急・猿喰3, 急・猿喰4, 急・猿喰5, 急・田原1, 急・大向2, 急・上掛4, 急・水ノ元2, 急・上長谷5, 急・会田3, 急・猿喰6, 急・三反丸1, 急・楠丸3及び急・楠丸4
土石流	湧水町	土・松ヶ田1, 土・宮前1, 土・石原1, 土・湯尻1, 土・比良田1, 土・上ノ段1, 土・上ノ段2, 土・上ノ段5, 土・上ノ段6, 土・西海子1, 土・霧島原1, 土・倉谷1, 土・長谷1, 土・前田1, 土・箕作1, 土・横馬場1, 土・横馬場2, 土・横馬場3, 土・永迫1, 土・永迫2, 土・宇都迫1, 土・宇都迫2, 土・保木山1, 土・ニガキハエ1, 土・椿1, 土・鉄山1, 土・松下1, 土・松下2, 土・窪田1, 土・山下1, 土・茸絵1, 土・陣岡1, 土・大平1, 土・後迫1, 土・水堀1, 土・水堀2, 土・牧神1, 土・庵之元1, 土・二本松1, 土・カマチ迫1, 土・本城1, 土・水ノ元1, 土・外堀1, 土・川原口1, 土・川原口2, 土・古屋敷1, 土・轟1, 土・水堀3, 土・迫田1, 土・裏谷1及び土・金迫1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

北薩地域振興局告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年9月11日

北薩地域振興局長 大竹俊光

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
可愛会障害者居宅介護事業所	薩摩川内市宮内町2641	社会福祉法人可愛会	薩摩川内市宮内町小松城2539番地2	今村 英世	平成30年7月1日	同行援護

大隅地域振興局告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年9月11日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

社会福祉法人肝付町社会福祉協議会居宅介護高山事業所	肝属郡肝付町新富5589番地8	社会福祉法人肝付町社会福祉協議会	肝属郡肝付町新富5589番地8	酒匂 學	平成30年9月1日	同行援護
社会福祉法人肝付町社会福祉協議会居宅介護内之浦事業所	肝属郡肝付町南方2643番地	社会福祉法人肝付町社会福祉協議会	肝属郡肝付町新富5589番地8	酒匂 學	平成30年9月1日	同行援護

公 告

平成30年度林業種苗生産事業者講習会開催公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、平成30年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成30年9月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開催日時
平成30年11月13日（火）午前10時から午後5時まで
- 2 開催場所
鹿児島県庁（行政庁舎13階）会議室13-環-1（鹿児島市鴨池新町10番1号）
- 3 講習事項及び講習時間

講 習 事 項	講 習 時 間
種苗に関する法令	2時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2時間
種苗の生産技術に関する事項	2時間

- 4 受講資格
制限はない。
- 5 講習手数料
14,000円
- 6 受講手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受講申込書
 - イ 写真（受講申込み前6月以内に撮影した縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）
 - ウ 講習手数料（14,000円分の鹿児島県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）

なお、提出書類等を受理した後は、講習手数料は返還しない。
 - (2) 提出書類等の提出先
各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課（県外に居住する者にあつては、鹿児島県環境林務部森林経営課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））
- 7 提出書類等の受付期間
平成30年9月12日（水）から同年10月12日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵送の場合は、平成30年10月12日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受講申込書の用紙の交付
受講申込書の用紙は、鹿児島県環境林務部森林経営課、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課において交付する。
なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を

貼った返信用封筒を同封すること。

9 その他

講習会に関する照会は、鹿児島県環境林務部森林経営課（電話099-286-2111内線3361）、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課に対して行うこと。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年9月11日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成30年 9 月 11 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
エディオン鹿児島出水店
出水市向江町34番43号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成30年 4 月 6 日
- 3 意見の概要
当市として、意見はありません。

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 9 月 11 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
始良市東餅田字加祢ヶ原1783番、1787番、1788番、1791番1、1791番2、1792番1及び4657番の一部
- 2 公共施設の種類、位置及び区域
道路 始良市東餅田字加祢ヶ原1783番の一部、1787番の一部、1791番1の一部、1791番2の一部、1792番1の一部及び4657番の一部
公園 始良市東餅田字加祢ヶ原1787番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
霧島市国分中央三丁目3番3号
株式会社国分ハウジング
代表取締役 久保範和

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第14号

平成30年3月30日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき、平成30年8月20日付け鹿工水第64号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年 9 月 11 日

鹿児島県監査委員	長野 信弘
同	大藪 豊
同	田之上耕三
同	桃木野幸一

「包括外部監査結果報告書及び報告書に添えて提出する意見」に基づく措置

監査テーマ 物品の取得、管理及び処分等について

監査の結果	措置の内容
<p>報告書中</p> <p>2.6.12 鹿児島県工業用水道部工業用水課</p> <p>6. 監査の実施結果について</p> <p>（指摘）物品管理規程の整備</p> <p>物品管理規程が整備されていないため、備品管理票の貼付が実施されておらず、消耗備品の定義が明確でない状況にある。</p> <p>（指摘）資産性のない建設仮勘定残高の処理について</p> <p>川辺ダムの維持管理負担金、共同施設の共同施設維持管理負担金は維持管理に要した、いわゆる期間費用の負担金であり、資産としての価値である資産性を有しない支出ではないかと推測される。</p> <p>建設に係る支出を一旦建設仮勘定として処理し、年度末において資産性を持たないものは改めて費用として処理する会計処理は一般にも見られる会計処理ではあるが、このように、本来期間費用として処理すべきものを資産として長期間計上したままという処理は、資産的価値のない資産が長期にわたって貸借対照表の資産に計上される結果となり適当ではない。資産性の有無について内容を詳細に検討し、資産性のない支出については当年度末で費用処理するのが適当と考える。</p> <p>（意見）長期間経過している建設仮勘定の本勘定振替について</p> <p>川辺ダムに関する計上額はほとんどが平成15年3月に、共同施設に関してはほとんどが平成元年9月に計上されたものである。当該事業の中断により事業に供されなかったことから、当工業用水道部の負担額は現状でも建設仮勘定残高となっている。</p> <p>共同事業者である鹿児島市水道局は同一の設備を使用して事業に供しており、平成元年に完成後、事業計画どおりに平川浄水場での上水事業に供されている。また川辺ダムの河川管理者である河川課においても仮勘定との判断はないと考えられる。</p> <p>共同施設については既に30年弱を経ている。経年劣化も進んでいることは想像に難くないし、表のように共同施設更新改築負担金120,022千円も発生している状況にあることから懸念される。仮に事業の用に供されていないことをもって建設仮勘定のままという考えを採用するとしても、資産の公正評価の観点からは、特別な償却又は評価減（減損）の処理を検討しなければならない状況ではないかと考える。</p> <p>なお、工業用水道部では公営企業に定める耐用</p>	<p>消耗備品の定義等を規定した物品管理要領を策定し、要領に基づき、消耗備品管理票の貼付を行った。</p> <p>現在、建設仮勘定に計上している川辺ダム維持管理負担金及び万之瀬川導水施設維持管理費については、資産性を有しない支出であることから、平成30年度末（万之瀬川導水施設を供用開始する年度の前年度末）において、建設仮勘定を資産本勘定に振り替える際、（平成30年度末時点の）累積額を特別損失処理することとしている。</p> <p>万之瀬川導水施設供用開始後の川辺ダム、共同施設の各固定資産の使用可能期間については、地方公営企業法施行規則で規定している耐用年数から、川辺ダム、共同施設完成後の経過年数を差し引いた期間とすることとしている。</p> <p>また、平成31年度からの供用開始時の資産としての評価額（帳簿価格）については、川辺ダム、共同施設の完成時から平成30年度末（万之瀬川導水施設を供用開始する年度の前年度末）までの減価償却累計額相当額の特別損失処理を行うことにより、帳簿価格を減額し、算出することとしている。</p>

年数表を採用されているとのことである。耐用年数はあくまでも取得時の新品の状態から推測した物理的・経済的な使用可能期間ということであろうから、既に約30年を経過したものに、安易に当該新品としての耐用年数を適用して減価償却を行うことは適当ではない。

今後の使用可能期間と資産としての評価額をいくらにするかについては、現状を精査のうえ、慎重な対応が必要と考える。

監査委員公表第15号

平成30年 3 月 30 日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき、平成30年 8 月 23 日付け監査第41号で鹿児島県監査委員事務局から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年 9 月 11 日

鹿児島県監査委員	長野 信弘
同	大藪 豊
同	田之上耕三
同	桃木野幸一

「包括外部監査結果報告書及び報告書に添えて提出する意見」に基づく措置
 監査テーマ 物品の取得、管理及び処分等について

監査の結果	措置の内容
報告書中 2.4.1 監査委員監査 (意見) 公営企業の決算書の問題点及び課題について 「決算審査及び基金運用状況審査実施要領」は、「単式簿記」を前提としており、「複式簿記」の決算に対応した実施要領を作成する必要がある。 病院事業においては器械備品の実在性及び評価の妥当性、工業用水道事業においては建設仮勘定の評価の妥当性に留意して、通常実施すべき監査手続の見直しが必要と考えられる。	公営企業会計の決算については、平成29年度の包括外部監査以前も関係書類の提出を受け、複式簿記の決算に対応した審査を行っていたが、決算審査及び基金運用状況審査実施要領に、公営企業会計の審査時に提出すべき関係資料が明記されていなかったことから、同要領を改正し関係書類を明記した。 また、審査の着眼点についても公営企業会計に係る記載がなかったことから、監査着眼点及び監査技術に明記した。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第82号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年 9 月 11 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
--------	-----	------------	------

ぱちんこ遊技機	P 喰霊－零－ 葵上～あおいのう え～F S	株式会社藤商事	8P0449
ぱちんこ遊技機	P A 地獄少女 宵伽 きくりの地 獄祭り F I 設定付	株式会社藤商事	8P0416
ぱちんこ遊技機	P 春一番～花札昇舞～MA	株式会社ソフィア	8P0455
ぱちんこ遊技機	P 春一番～花札昇舞～MC	株式会社ソフィア	8P0491
ぱちんこ遊技機	P A モモキュンEX GLA	株式会社ソフィア	8P0522
ぱちんこ遊技機	P モモキュンEX ME	株式会社ソフィア	8P0506